

『いじめ防止基本方針』

令和3年度版



高知県立安芸桜ヶ丘高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。

このようないじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき大人一人ひとりが、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの解決を通して、子どもたち一人ひとりが「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを進めるとともに、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを、県民一人ひとりが自ら、主体的に進めなければならない。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、平成26年3月に「高知県いじめ防止基本方針」を策定した。

しかしながら、本基本方針の策定以降、その解釈や適用の仕方等について、関係者の認識やとらえ方の違いから、いじめの解消に向けた取組が迅速に進まないという事実も見受けられる。関係者は子どもたちの中で起こる様々な課題をしっかりと共有するとともに、課題を解消していく道筋や解消後のあるべき姿について共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り、支えていかななければならない。

そのために、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組み、県民総ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することができるよう「高知県いじめ防止対策」を改定した。

1 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）＞

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法【第22条】の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 「いじめ」の防止等に関する措置

(1) 「いじめ」の防止のための取り組み

① 授業改善・学校環境の改善

- ア すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり
- イ 人と人との絆を大切にする学校づくり
- ウ わかる授業、すべての生徒が参加・活躍できる授業づくり
- エ PDCAサイクルを活用した授業改善の実施
- オ 教職員の倫理観や規範意識、資質の向上を目的とした各種研修会への参加
- カ 暴力・体罰・各種ハラスメントのない職場環境づくり
- キ 言語活動の充実、道德教育の推進

② チーム学校としての生徒理解

- ア 「学力向上」「基本的生活習慣の確立」「社会性の育成」を中核とするキャリア教育の推進
- イ 生徒サポート委員会の活用
- ウ 人権教育活動の充実
- エ 教育・心理検査（アセス）の活用
- オ 異校種間交流による情報収集

③ 教職員の資質能力の向上

- ア スクールカウンセラー等専門的知識を有する者による研修の実施
- イ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする
- ウ 「いじめられる側にも問題がある」という間違った認識を抱かない

(2) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが重要である。そのために、教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートを実施する
- ② 生徒の変化等の情報について、正確かつ迅速に対応する
- ③ 気になる変化（遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為等）があった場合、その状況（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録し、職員がいつでも共有できるようにしておく。なお、個人情報の管理については、細心の注意を払わなければならない
- ④ 得られた目撃情報等は速やかに管理職に連絡する
- ⑤ クラス担任は、朝夕のHRを大切にし、生徒の様子を観察する
- ⑥ 教科担任は、授業と並行して机間巡回を行い、情報収集に努める
- ⑦ 定期的な生活アンケート（保護者・生徒）の実施、保護者面談・三者面談の実施により、家庭での様子や通学時の様子等を把握する
- ⑧ 生徒から教職員への相談に対して、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう、また生徒が「相談しなければよかった」という思いにならないよう対応する

(3) いじめの対応

- ① 速やかに組織的に対応し、被害生徒を守る
- ② 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する
- ③ 「いじめ防止対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する
- ④ 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う
- ⑤ 問題の解消とは、「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」である
- ⑥ 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する
- ⑦ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ⑧ ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める
- ⑨ いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う
- ⑩ 生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける
- ⑪ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- ⑫ 学校における情報モラル教育を実施する

3 重大事態への対処

＜学校の設置者又はその設置する学校による対処＞

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめによる当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに特別事態対応委員会（仮称）を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

（１）重大事態か否かの判断

① 生命、心身または財産に重大な被害

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な被害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査する。

※ いじめを受ける生徒の状況に着目して判断すること。

（２）重大事態の報告

① 重大事態に相当すると考えて報告するもの

- ア 生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあり、被害事実があった場合
- イ いじめによる欠席が通算７日間を経過した場合
学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

（３）調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

（４）調査を行うための組織

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、特別事態対応委員会（仮称）を設ける。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

（５）事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

４ いじめの解消について

- 影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（３ヶ月を目安とする）継続していること。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※ 以上２点が満たされたとき、いじめの解消と判断する。